①発起設立(注)・取締役会設置の場合の定款(例)としています。

(注)会社の設立に際して発行する株式の総数の全部を発起人が引き受け、一般からの株主の募集はしないもの。

②規定する内容を法人で判断する条項がありますので、作成にあたっては、「備考」をご留意のうえ、作成ください。なお、確定時は[備考]を削除ください。

（第２号議案－２）

株式会社○○○○（又は○○○○株式会社）

定　款　（例）

**第１章　　総　　　則**

（商　　号）

第１条　当会社は、株式会社○○○○（又は○○○○株式会社）という。

（目　　的）

第２条　当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

１　農産物の生産、加工及び販売

２　農作物の貯蔵、運搬及び販売

３　農作業の受託

４　前各号に付帯又は関連する一切の事業

[備考]　農地所有適格法人の場合、主たる事業が農業である必要がある。

また、将来行う可能性がある事業についても、わかる範囲で記入すること。

（本店所在地）

第３条　当会社は、本店を山形県○○市（郡）○○町に置く。

[備考]　最小行政区画（市町村）までで構わない。

（公告の方法）

第４条　当会社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

[備考]　会社法では、①官報に記載する方法、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞に掲載する方法、③電子公告のいずれかの方法をとることができる（会社法939条１項）としており、定款に定めがない会社については、官報に掲載する方法を公告の方法とすることになる。

（機関構成）

第５条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、取締役会及び監査役を設置する。

**第２章　　株　　　式**

（発行可能株式総数）

第６条　当会社の発行可能株式総数は、○○○○株とする。

（株券の不発行）

第７条　当会社の発行する株式については、株券を発行しない。

[備考]　会社法においては株券の不発行が原則的取扱いである。

（株式の譲渡制限）

第８条　当会社の発行する株式の譲渡による取得については、取締役会の承認を受けなければならない。

[備考]　譲渡制限付き株式の発行会社（いわゆる非公開会社）が、農地所有適格法人の要件となる。

株式譲渡の承認機関は、原則として株主総会（取締役会設置会社においては、取締役会）の決議によらなければならないとされているが（会社法139条１項）、定款で定めれば、他の機関、例えば代表取締役の承認とすることもできる（同条同項但書）。

（相続人に対する売渡し請求）

第９条　当会社は、相続、合併その他の一般承継により当会社の譲渡制限の付された株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

[備考]　農地法第2条第3項の要件を欠くことのないように留意すること。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第１０条　当会社の株式の取得者が株主の氏名等株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人と株式の取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

（質権の登録及び信託財産表示請求）

第１１条　当会社の発行する株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印してしなければならない。

（手数料）

第１２条　前２条の請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基準日）

第１３条　当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

２　第１項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とすることができる。

（株式取扱規程）

第１４条　当会社の株式の譲渡承認手続、株主名簿記載事項の記載の請求手続その他株式に関する取扱い及び手数料については、法令又は定款に定めるほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

**第３章　　株主総会**

（招集時期）

第１５条　当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

（招集権者）

第１６条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により取締役社長が招集する。

２　取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

（株主総会の招集地）

第１７条　株主総会は、山形県○○市（郡）○○町において招集する。

（招集通知）

第１８条　株主総会の招集通知は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主に対し、会日の７日前までに発する。ただし、書面投票又は電子投票を認める場合は、会日の２週間前までに発するものとする。

（株主総会の議長）

第１９条　株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。

２　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により他の取締役が議長になる。

３　取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

（株主総会の決議）

第２０条　株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第２１条　株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

２　前項の代理人は、当会社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、２人以上の代理人を選任することはできない。

（議事録）

第２２条　株主総会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した取締役及び監査役その他会社法施行規則第７２条第３項に定める事項を記載又は記録した議事録を作成し、議長及び出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、株主総会の日から１０年間本店に備え置く。

**第４章　　取締役及び取締役会**

（取締役の員数）

第２３条　当会社の取締役は、３名以上○名以下とする。

[備考]　取締役会設置会社の場合、取締役の数は3名以上となる。

（取締役の資格）

第２４条　取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

[備考]　株主以外の者が役員になることも可能だが、農地法第2条第3項の要件を欠くことのないように留意すること。

（取締役の選任）

第２５条　取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任については、累積投票によらない。

[備考]　株主総会の決議は、原則として議決権を行使することのできる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し（定足数）、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う（表決数）ことになる。

ただし、役員の選任については、定款の定めにより、定足数を「3分の１以上の割合」と緩和することや、表決数について「過半数を上回る割合」と加重することができる（会社法341条）。

（取締役の任期）

第２６条　取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結時までとする。

２　任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

[備考]　非公開会社の任期は会社法により最長10年とされている。

（代表取締役及び役付取締役）

第２７条　取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長１名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

２　代表取締役社長は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３　取締役会は、その決議により取締役の中から取締役会長１名、取締役副会長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２８条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

２　取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２９条　取締役会の招集通知は、会日の５日前までに各取締役及び監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

２　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

[備考]　取締役会を招集する者は、原則として、取締役会の日の1週間前までに、各取締役（監査役設置会社にあっては、各取締役及び各監査役）にその通知を発しなければならない（会社法368条１項）。ただし、機動的な開催を図るために、定款の定めにより、これを下回る期間とすることができる（同条同項）。

（取締役会の決議方法）

第３０条　取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席して、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

２　決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

（取締役会の決議の省略）

第３１条　当会社は、取締役が提案した決議事項について取締役（当該事項につき議決に加わることができるものに限る｡）の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りでない。

（議事録）

第３２条　取締役会の議事については、開催日時及び場所、議事の経過の要領及びその結果、出席した特別利害関係を有する取締役の氏名、出席した株主の氏名又は名称その他会社法施行規則第１０１条第３項で定める事項を議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役が署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から１０年間本店に備え置く。

（取締役会規程）

第３３条　取締役会に関する事項については、法令及び定款に定めのあるもののほか、取締役会の定める取締役会規程による。

（取締役の責任の一部免除）

第３４条　当会社は、会社法第４２３条第１項の行為に関する取締役の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該取締役の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるとき等法令に定める要件に該当する場合には、会社法第４２５条第１項に定める範囲で取締役会の決議により免除することができる。

（取締役の報酬及び退職慰労金）

第３５条　取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

**第５章　　監　査　役**

（監査役の員数及び責任）

第３６条　監査役の員数は、○名とする。

２　監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

[備考]　取締役会設置会社は、監査役を置かなければならない（会計参与を置く場合を除く）。

（監査役の任期）

第３７条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

[備考]　非公開会社の任期は会社法により最長10年とされている。

（監査の範囲）

第３８条　監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。

[備考]　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定せず、業務監査まで権限を与える場合にはこの項目は不要になるため、以下の条番号を繰り上げること。

（監査役の報酬及び退職慰労金）

第３９条　監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議によって定める。

**第６章　　計　　　算**

（事業年度）

第４０条　当会社の事業年度は、毎年○月○日から翌（同）年○月末日までの年１期とする。

[備考]　事業年度は任意で決められるが、農繁期に決算及び申告の業務が重ならないように留意すること。

（剰余金の配当）

第４１条　剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う。

（中間配当）

第４２条　当会社は、取締役会の決議により、毎年○月末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して中間配当を行うことができる。

（配当の排斥期間）

第４３条　剰余金の配当が、その支払の提供の日から○年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

[備考]　剰余金の配当請求権は、定款の規定がなければ10年の時効で消滅するが（民法167条１項）、これでは長すぎることから、定款の規定により期間を短縮することが一般的である。

**第７章　　附　　　則**

（設立に際して出資される財産の最低額）

第４４条　当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金○○○○円とし、出資された財産の全額を成立後の資本金の額とする。

（最初の事業年度）

第４５条　当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成○年○月末日までとする。

[備考]　会社成立の日は、設立登記の日（法務局に登記申請書を提出した日）となる。

（設立時役員）

第４６条　当会社の設立時役員は、第２０条第１項および第３０条第２項の規定にかかわらず次のとおりとする。

設立時取締役　住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

氏名　○○　○○

設立時取締役　住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

氏名　○○　○○

設立時取締役　住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

氏名　○○　○○

・

・

設立時監査役　住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

氏名　○○　○○

・

・

[備考]　設立当初の役員の任期は、第21条第１項および第31項第１項の規定にかかわらず別に定めることができる。

また、株主以外の者が役員になることも可能ですが、農地法第2条第3項の要件を欠くことのないように留意すること。

なお、住所は印鑑登録証明書に記載された通りに正確に記載すること。

（発起人の氏名ほか）

第４７条　発起人の氏名又は名称、住所及び引受株式数は、次のとおりである

住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

発起人名　○○　○○　　　　○○○株

住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

発起人名　○○　○○　　　　○○○株

住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

発起人名　○○　○○　　　　○○○株

住所　山形県○○（市）郡○○町○○番地

発起人名　○○　○○　　　　○○○株

・

・

[備考]　住所は印鑑登録証明書に記載された通りに正確に記載すること。

（法令の準拠）

第４８条　この定款に規定のない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

　以上、株式会社○○○○設立のため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

令和○年○月○日

発起人 　□□　□□　実印

発起人 　□□　□□　実印

発起人 　□□　□□　実印

発起人 　□□　□□　実印

　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　・

　　　　　　　　　　　　・